

申請確認書

- I 日本国より留学ビザの交付を受けて本学院に留学する者は、原則として一年以上在学する必要がある、従って費用は一年分の一括前納とする。但し、1月期に入学する者は修了までの学費を一括前納とする。
- II 入学に必要な条件
- (1) 12年以上の学校教育又はそれに準ずる課程を修了している18歳以上の者
 - (2) 真摯な留学目的があり、その達成に本学院の教育課程が適切であると認識している者
 - (3) 正当な手続きによって日本国への入国を許可され、又は許可される見込みのある者
 - (4) 信頼のおける経費支弁者を有する者
 - (5) 本学院所定の書類を提出できる者
 - (6) 特別な支援、補助なしに学校の施設を利用し、かつ授業を受けることができる者
 - (7) 特に必要があると学院長が認めた場合は、第1項の規定に関わらず入学することができる。
- 但し、18歳未満の者については、親族か親族同等の保護者との同居の必要がある。
- III クラスについて
- (1) 学期の成績評価によっては同じレベルのクラスを再履修する場合がある。
 - (2) クラス及びの授業の時間帯は学校がこれを指定する。
- IV 生徒が病気その他やむを得ない事由によって、30日以上欠席しようとする場合は、その事由及び休学の期間を記載した休学届に、医師の診断書等その事由を証明する書類を添えて申請し、学院長の許可を受けなければならない。
- 2 休学した者が復学しようとする場合は、復学願に医師の診断書等を添えて申請し、学院長の許可を得なければならない。
 - 3 休学中の学費の返還、保留、転用は認めない。
- V 退学をしようとする者は、退学届けにその事由を記し、学院長の許可を受けなければならない。
- 2 一旦納められた納付金は原則として返金しない。返金規定は日本語教育振興協会「留学生受入れガイドライン」に準ずる。
- VI 学院長は、教育上必要があると認める時は、生徒に対して懲戒を加えることができる。
- 2 懲戒はその程度により、訓告、停学、除籍の処分とする。但し、除籍は次の各号のいずれかに該当する者に対してのみ行うものとする。
 - (1) 素行不良で改善の見込みがないと認められた者
 - (2) 学業劣等で成業の見込みがないと認められた者
 - (3) 正当な理由がなく出席が常でない者
 - (4) 学校の秩序を乱し、その他、生徒としての本分に違反した者
 - (5) 授業料を滞納し、または納入する見込みがない者
 - (6) 別に定める寄宿舎に関する事項及び規則（例；入寮契約書、学生寮生活上の規則など）に違反した者
 - (7) 日本の国内法規及び入国管理法に違反した者
- VII 授業料は遅滞入学、停学などの理由の如何を問わず、当該年度分を徴収するものとする。
- 2 生徒が在籍中は、出席の有無にかかわらず、授業料を所定の日までに納入しなければならない。
 - 3 休学中の場合も、前項の規定に準ずる。
- VIII 学校行事や授業風景などを撮影した写真や動画を、学校案内、ホームページや学生募集資料などに使用する際の、一切の権利は当学院に帰属するものとする。
- IX 在留資格認定証明書交付申請にあたり提出された書類は当該目的のためだけに使用し、申請者又は経費支弁者の許可なく他の目的には転用しない。ただし、行政機関からの要請がある場合はこれを除く。
- X 多国籍の学生が一堂に学ぶため、宗教上の配慮はこれを行わない。
- XI 本学院は全面禁煙である。周辺地域は路上喫煙が禁止されている箇所が多いため、喫煙マナーを守ること。

貴学院への入学に際して上記の諸規定を了解し、これに従うことを約束します。

申請者： _____ 印 _____ 日付； _____ 年 _____ 月 _____ 日